

# 税の申告と相談

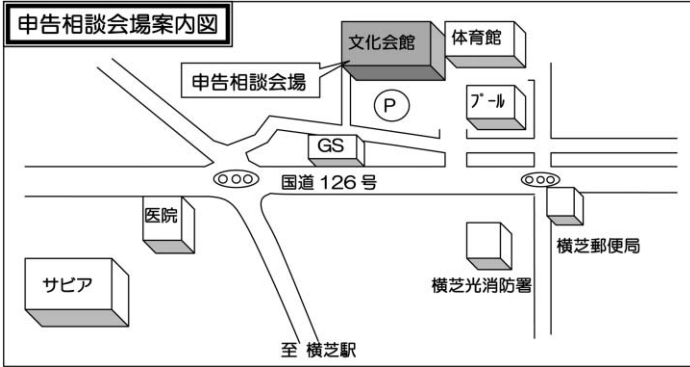
申告期間: 2月18日(月)～3月17日(月)

※相談会場 文化会館 集会室

町県民税の申告と所得税の確定申告相談受付を、2月18日(月)から文化会館で実施します。例年、期限が迫りますと会場が大変混雑しますので、地区割日程に従って申告されますよう、ご協力をお願いします。※申告書が完成し、提出のみの方は例年どおり役場税務課と横芝行政センターでも受付できます。



受付時間 期間中の土・日を除く毎日  
午前9時～11時, 午後1時～4時



## 町県民税の申告が必要な方

- ◇平成20年1月1日現在、横芝光町内に住所があり、平成19年中(平成19年1月1日～平成19年12月31日)に所得があった方。ただし、所得税の確定申告をした方は除きます。
- ◇給与所得者で次に該当する方
  - ・勤務先から給与支払報告書の提出がなかった方(提出の有無は2月18日

以降、税務課へお問い合わせください。)

給与所得のほかに、農業

営業、地代、家賃、配当などの所得のある方(20万以上の場合は確定申告が必要となります。)

※前年の申告状況により、被扶養者であった方や、一定金額以下の年金収入のみの方など「町県民税申告書」が送付されない場合がありますので、申告が必要となった方は税務課へお問い合わせください。

## 所得がなかった場合の申告

◇平成19年中に所得がなかった場合でも、国民健康保険税の軽減、介護保険料の段階等の判定資料となりますので、「町県民税申告書」の提出をお願いします。

※申告書の提出がないと、国民健康保険税の軽減を受けられないことや、各種証明書の交付を受けられない場合がありますので、ご注意ください。

## 持参するもの

- ◇印鑑
- ◇事業所得(営業・農業等)の方は、収支内訳明細書など収入・支出のわかる書類
- ◇給与所得のある方や年金を受給されている方は、源泉徴収票又は給与明細(支払通知)
- ◇所得控除に必要な書類(医療費、社会保険料、生命保険料、地震保険料などの領収書又は証明書)
- ※社会保険料のうち「国民年金等」は、社会保険事務所又は各年金基金発行の控除証明書の添付が必要です。

※今回の申告から、損害保険料控除を改め「地震保険料控除」として、地震保険料の2分の1相当額(上限2万5千円)を所得控除できます。(所得税は地震保険料のうち最高5万円まで)

なお、平成18年12月31日までに契約した長期損害保険の保険料は、経過措置として所得控除の適

## 申告相談地区割日程表

日 程	地 区 割
2月20日(水)	上堺地区・白浜地区
21日(木)	大総地区・東陽地区
22日(金)	横芝地区(栗山・鳥喰以外)・南条地区
25日(月)	横芝地区(栗山・鳥喰)・日吉地区
26日(火)	上堺地区・白浜地区
27日(水)	大総地区・東陽地区
28日(木)	横芝地区(栗山・鳥喰以外)・南条地区
29日(金)	横芝地区(栗山・鳥喰)・日吉地区

※上記で都合の悪い時は、別日に順次お受けします。

## 平成19年に所得が減り所得税が課税されなくなった方

平成19年度の税源移譲により、多くの方は所得税が減額された分、町県民税が増額となりましたが、町県民税は、前年の所得に対し課税されるため、税額を調整する経過措置が創設されました。平成19年の所得税が課税されない程度の収入であった場合、町へ「町県